

議案第 67 号

川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市保育園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 6 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市保育園条例の一部を改正する条例

川崎市保育園条例（昭和 28 年川崎市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

川崎市東小田保育園	川崎市川崎区小田 5 丁目 1 4 番 1 号
川崎市観音町保育園	川崎市川崎区観音 1 丁目 1 0 番 3 号

」

を

「

川崎市東小田保育園	川崎市川崎区小田 5 丁目 1 4 番 1 号
-----------	-------------------------

」

に、

「

川崎市小田中乳児保育園	川崎市中原区下小田中 1 丁目 1 1 番 1 号
川崎市上小田中保育園	川崎市中原区上小田中 1 丁目 2 8 番 2 5 号

を

「

川崎市小田中乳児保育園	川崎市中原区下小田中1丁目11番1号
-------------	--------------------

に、

「

川崎市上作延保育園	川崎市高津区向ヶ丘1番地3
川崎市子母口保育園	川崎市高津区子母口378番地

を

「

川崎市上作延保育園	川崎市高津区向ヶ丘1番地3
-----------	---------------

に、

「

川崎市有馬保育園	川崎市宮前区東有馬5丁目16番1号
川崎市西有馬保育園	川崎市宮前区有馬1丁目8番6号

を

「

川崎市有馬保育園	川崎市宮前区東有馬5丁目16番1号
----------	-------------------

に、

「

川崎市菅保育園	川崎市多摩区菅1丁目5番24号
川崎市三田保育園	川崎市多摩区三田1丁目18番地3

を

「

川崎市菅保育園	川崎市多摩区菅1丁目5番24号
---------	-----------------

に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

観音町保育園、上小田中保育園、子母口保育園、西有馬保育園及び三田保育園を廃止するため、この条例を制定するものである。